平成22年度予算編成方針

【「元気発進!北九州」プランの推進と現下の諸課題への対応】

本市は、平成20年12月に「北九州市基本構想・基本計画(「元気発進!北九州」プラン)」を策定し、その目標である「人と文化を育み、世界につながる環境と技術のまち」を目指し、取り組んでいるところである。

他方、100年に一度の暴風雨といわれる経済情勢の中で、現在北九州地区の経済は、輸出や生産は持ち直していることなどから持ち直しに転じつつあるが、労働需給面は、低水準が続いており、本年8月の有効求人倍率は、0.38倍(前年同月0.68倍)となり、依然として厳しい状況にある。

また、去る7月の豪雨災害や新型インフルエンザの流行など、市民生活における安全・ 安心をいかに確保していくかも喫緊の課題となっている。

したがって、平成22年度の予算編成においては、平成21年度予算に引き続き、「元気発進!北九州」プランを着実に推進していくとともに、これら現下の諸課題にも的確に対応していく必要がある。

【本市の財政状況と「北九州市経営プラン」の実行】

本市の財政状況は、国のいわゆる三位一体改革に伴う地方交付税等の削減や、都市基盤整備等に伴う公債費の増加、高齢社会の進展に伴う福祉・医療費の増加等の歳出の増大によって、多額の収支不足を抱えていることから、持続可能な財政を確立しつつ、「元気発進!北九州」プランを推進していくため、平成20年12月に「北九州市経営プラン」(以下「経営プラン」という。)」を策定した。同プランにおいては、平成21年度と22年度の集中取組期間において、歳入歳出合わせて200億円規模の収支改善を目指すとともに、限られた財源の中で多様な行政需要に対応するため、「市民、企業、NPO等との協働」及び「選択と集中」を推進することとしている。

したがって、平成22年度予算においても、引き続き同プランを着実に実行していく必要がある。

【国の動向に伴う対応】

一方、国においては新政権が発足し、新内閣により平成22年度予算編成について国の方針が示され、10月15日までに、与党三党のマニフェストや三党連立政権合意書を踏まえ、新たな予算要求が再提出されることとなっている。

したがって、本市としては、新内閣の予算編成の動向について、情報収集に努めるとと もに、市の予算編成においてもこれに適切に対応していかなければならない。

【平成22年度予算編成の基本方針】

こうした状況を踏まえ、平成22年度予算編成は、次の点を基本方針として編成することとする。

「元気発進!北九州」プランに掲げる7つの分野別施策を推進する。 その際、市民ニーズ及び市民、企業、NPO等との協働に留意する。

厳しい経済・雇用情勢に鑑み、今後の国や経済の動向を踏まえつつ、適切に対応する。また、防災や新型インフルエンザ対策等市民生活の安全・安心の確保に努める。

経営プランに基づき、100億円の収支改善を目指す。

歳入歳出の見直しに当たっては、市民生活に及ぼす影響に十分留意するとともに、「選択と集中」については、子育て、福祉、教育及び環境分野に配慮することとする。

新内閣において、大幅な制度改正等が実施されることが予想されるため、情報収集 に努めるとともに、これに適切に対応する。

「元気発進!北九州」プランに掲げる7つの分野別施策

人を育てる~子育で・教育日本一と創造性あふれる人材の輩出 きずなを結ぶ~健康で安全・安心な暮らしの実現 暮らしを彩る~快適な生活空間の創出と文化・スポーツの振興 いきいきと働く~競争力のある産業振興と豊かな雇用創出 街を支える~都市基盤の強化と国際物流拠点の形成 環境を未来に引き継ぐ~市民・企業・行政が共につくる「世界の環境首都」 アジアの中で成長する~アジア諸都市との交流・協力と広域連携

以上を踏まえ、平成22年度予算編成は、下記により行うこととする。

記

1.歳入に関する事項

歳入の見積りについては、経済動向や国の制度改正等を十分に見極めつつ、過年度の実績や客観的資料等に基づき的確に行うこととし、特に次の諸点に留意すること。

(1)市税

市税収入については、課税客体、課税標準の的確な把握など、適正な課税に留意し、 的確に見積もること。

(2)地方交付税等

地方交付税及び臨時財政対策債については、国の地方財政計画等を踏まえ、的確に 見積もること。

(3)使用料、手数料その他の税外収入

使用料、手数料その他の税外収入については、受益者負担の原則を踏まえつつ、当該事業に要する経費、他の地方公共団体の動向等を参考に検証し、必要に応じて見直すこととするが、市民生活に及ぼす影響や財政上の影響等を十分考慮すること。なお、当該使用料等の減免措置についても同様の取扱いとすること。

(4)財産収入

公共利用の予定のない未利用地については、積極的に売却することとし、その他の 未利用資産についても、貸付等の有効利用を図ること。

(5)国県支出金

国県支出金については、新内閣における新年度予算の編成状況を見極めた上で、適切に見積もり、最大限活用できるよう工夫すること。

国庫補助負担事業において超過負担が存在する場合には、国に要望するなどその解消に努めるとともに、福岡県が県単独事業として県下市町村に助成している事業のうち、政令市のみ助成対象外となっているものや助成率に格差があるものについても、その是正に努めること。

(6)市債

市債の発行については、経営プランを踏まえた抑制を行うほか、発行する場合には 財政上有利な地方債を活用すること。

(7)財源調整用基金からの繰入

収支不足を補填する財源調整用基金からの繰入については、経営プランを踏まえつ つ、単年度収支の均衡を目指すものであること。

(8)広告収入その他の収入

広告収入については、各局室において発行する印刷物のほか、市庁舎及び市所有の 車両等において、その目的を阻害しない範囲内で広告を掲載し、その確保に努めること。特に、ネーミングライツの導入には積極的に取り組むこと。 また、外郭団体等の貸付金の繰上償還、特別会計の剰余金の活用については、当該外郭団体等または特別会計の経営状況を踏まえ、取り組むこと。

2.歳出に関する事項

歳出については、「元気発進!北九州」プラン及び経営プランを着実に推進するほか、現下の諸課題に的確に対応することとし、次の諸点に留意すること。

(1)重点戦略経費

「元気発進!北九州」プランに掲げる7つの分野別施策に係る事業など政策性の高い重点戦略経費については、費用対効果を十分検証した上で積極的に予算要求すること。その際、タウンミーティングや市長への手紙等を通じて寄せられた市民ニーズや市民、企業、NPO等との協働に留意するほか、現下の経済情勢に鑑み、地域経済の活性化につながる事業の要求に努めること。

(2)義務的経費

人件費、公債費及び扶助費の義務的経費については、その見積りが過大にならないよう、的確に行うこと。

なお、人件費については、引き続き職員8,000人体制に向けて取り組むなど総額の抑制に努めること。

(3)投資的経費

投資的経費については、新内閣による国の新年度予算編成の動向等を踏まえつつ、経営プランに基づき、市負担額(起債及び一般財源)ベースで、対平成21年度当初予算比7%程度の削減を目指すこととする。公共工事のコスト縮減については、新たな計画を策定し実質的事業量の確保を図るとともに、地元企業への優先発注についても取り組むこと。

また、子育て、教育、身近な道路・公園など「市民生活密着型公共事業」への重点化については、引き続き推進すること。

アセットマネジメントについては、施設の耐震化と併せて効率的・効果的に進める こと。具体的な取組みについては、別途通知するものであること。

(4)裁量的経費(財源配分経費)

裁量的経費(財源配分経費)については、事務事業の民営化・民間委託、公共施設の維持管理経費や庁内の事務経費等の見直しなどに取り組み、「選択と集中」を図りつつ、20億円程度の見直し効果額を確保するものであること。

3.特別会計に関する事項

特別会計に係る経費は当該事業収入によって賄うことが原則であることを踏まえ、その 予算編成に当たっては、特に次の諸点に留意すること。

(1)経営健全化

特別会計については、当該事業収入でその経費を賄えるよう経営の健全化に努める こと。

特に病院事業会計等については、市議会での議論等を踏まえ、抜本的経営改善に取り組むこと。

(2)料金

国民健康保険料、介護保険料、下水道使用料等の料金の取扱いについては、前記「1(3)使用料、手数料その他の税外収入」に準じることとし、その見積りを的確に行うこと。

(3)一般会計との負担区分

一般会計と特別会計との間の負担区分の在り方については、経営プランを踏まえ、 当該特別会計の経営状況等を勘案しつつ検討する。

4. その他

(1) インセンティブ制度

昨年度に引き続き、経費の見直しや歳入の増加等を基準として各局室の裁量的経費の財源配分を増加させる「インセンティブ」を付与するものであること。

(2)予算編成過程の公開

予算編成における透明性の確保及び市民の参画を図るため、予算要求状況を公開するものであること。